育休代替職員の採用案内（勤務条件）

１　採用数　１名（保護観察官：育児休業期間中の任期付き代替職員）

２　勤務地

　　広島市中区上八丁堀２－３１　広島法務総合庁舎４階

　中国地方更生保護委員会事務局　審査部門

３　職務内容

少年院や刑務所での施設面接、面接調査票の作成、仮釈放事件事務等に係る書類作成、

ＰＣによる事務処理等（要同種経験または社会福祉士等の資格）

４　勤務条件

（１）任　　期

　　　令和６年１０月１日から令和８年３月３１日まで

（２）年　　齢　　上限なし

（３）給　　与　　行政職（一）２級１７号俸（２４９,４００円）程度

　　　　　　　　　上記はあくまでも目安です。職歴や経歴により個別判断となります。

　　　　　　　　　諸手当は、常勤職員に準ずる

（４）勤務時間　　週５日：７時間４５分／日（例：8:30～17:15休憩１時間を含む）

（５）休　　暇　　年間２０日（暦年の在職期間による）

（６）社会保険　　常勤職員に準ずる

５　応募手続・応募期間・面接日程等

（１）応募方法

・履歴書（写真貼付）、職務経歴書、資格が証明できる書類（あれば）の写しを郵送又は

持参により、下記応募先まで「親展」と記載の上、提出してください。

　　・応募締切り：令和６年７月１６日（火）到着分まで

（２）選考手続

・選考は、書類選考及び（書類選考合格者に対する）個別面接・作文により行う

・面接日時は、令和６年７月３１日（水）を予定（詳細は個別に通知）

・面接の前に２０分程度で作文を書いて提出していただきます。

＜応募先・問合せ先＞

〒７３０－００１２　広島市中区上八丁堀２－３１　広島法務総合庁舎４階

法務省　中国地方更生保護委員会事務局総務課　兼光（課長補佐）・料治（総務課長）

（電話）０８２－２２１－４４９７